

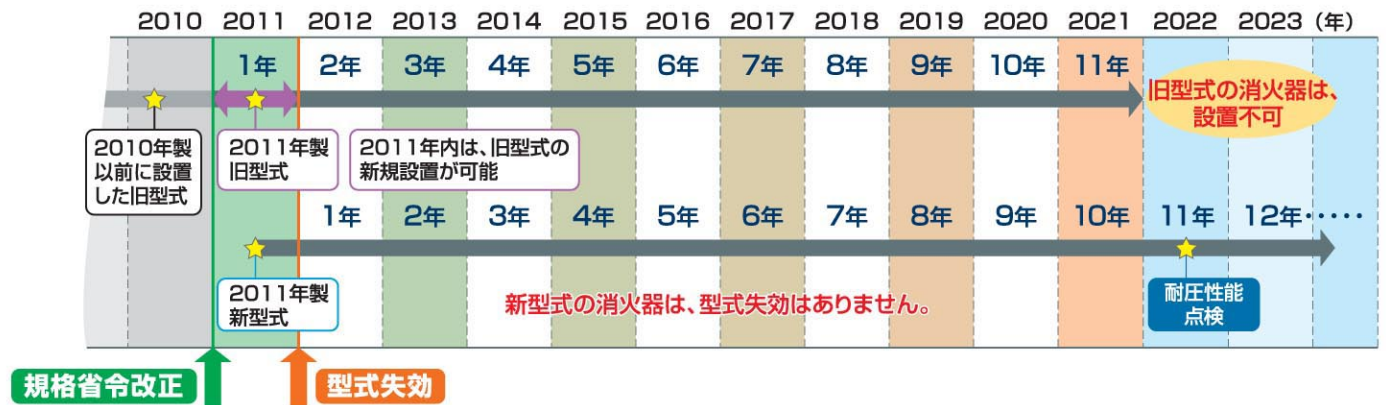
消火器の規格改正 [2011年1月1日施行]

■旧型式の消火器は、2012年1月1日より型式失効となりますので、猶予期間である2022年1月1日までに全交換が必要です。

消火器の安全上の注意事項等についての表示が義務付けられ、2011年1月1日から消火器の規格が変更になりました。これにより2012年1月1日から旧型式の消火器は型式失効となり、2022

年1月1日までに新規格の消火器へと交換が必要です。また2011年1月1日以降に工事を開始した防火対象物件においては、2011年12月31日までは旧型式の消火器の設置が可能です。

■型式失効と製品更新シミュレーション



消火器にも寿命があります。耐用年数は、8年～10年。

■消火器にも寿命があります。

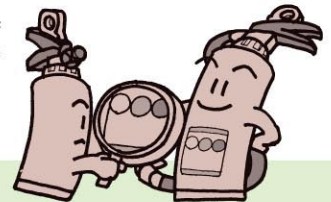
- 工業製品である以上、消火器にも寿命があります。消火器の耐用年数(寿命)は、8年～10年です。ただし、耐用年数は設置状況や維持管理によって異なります。
- 消火器は圧力容器です。設置状況や維持管理の悪い消火器、あるいは耐用年数を超過して設置されている消火器は、破裂などの思わぬ事故につながる可能性があります。

■点検にあたっての安全対策

- 設置している消火器は、劣化・機能障害を早期に発見するための点検を定期的に行い、不良部品の交換や消火薬剤の再充填などを確実に実行しなければなりません。なお、点検整備時に事故を起こさないため、消火器の取扱いには十分注意して作業してください。
- 容器のサビや腐食・劣化の著しいものは新しい消火器と一刻も早く取り替えてください。

■耐用年数を経過した消火器は、すみやかに更新してください。

- サビ・腐食・変形などが発生した消火器の容器は、耐用年数8～10年以内でも新しい消火器と取り替えてください。
- 設置されている消火器の製造年を確認し、設置後8年を経過した消火器は、早めに更新してください。10年以上経過しているものは、いまずく新しい消火器と交換されることを、おすすめします。



★注:住宅用消火器について。

住宅用消火器は、国の定めによりメンテナンスフリーの構造となっていますので、消火器のプレート内に有効使用期限の表示が義務づけられています。その年数を経過した消火器は更新してください。

廃消火器の取扱いについて。

消火器は、非常に高い圧力で消火薬剤を放射する圧力容器です。したがって、サビによる腐食やキズ・変形のあるものは、その部分が圧力に耐えられず、破裂する危険があります。廃消火器を処分するときは、次のことに充分注意してください。

■廃消火器の取扱いについてのご注意

1. 廃消火器には、必ず「使用禁止」のラベルなどを貼ってください。
2. 絶対に廃消火器で消火訓練をさせないでください。
3. 廃消火器を所かまわず放置させないでください。廃消火器を勝手に分解させないでください。
4. 廃消火器は、すみやかに処置してください。
5. 廃消火器は、販売店が製造元などへ引き取りを依頼してください。



●廃消火器リサイクルシステムは、使用期限をむかえた消火器を安全に回収して部品等をリサイクルする取り組みです。

廃消火器は、[高圧ガス保安法][廃棄物の処理及び清掃に関する法][水質汚濁防止法][下水道法][毒物及び劇物取締法]さらに[都道府県の公害防止条例協定]など、多岐にわたる関係法令によって指導され、廃棄処理の作業を行っています。当社では、平成10年にリサイクルセンターを建設し、廃消火器の回収・解体・処分を行ってきました。平成21年には環境大臣から廃棄物処理法に基づく広域認定を取得し、リサイクルを自主的に行う環境を整備し、廃消火器の適切な処理に努めております。

2010年1月1日より廃消火器リサイクルシステムの運用が始まりました。これにより、現在使用中の消火器を廃棄する場合、リサイクルシールを購入して添付しなければなりません。システム開始後に製造する消火器は、製品出荷時にリサイクルシール付で販売します。老朽化消火器による事故の発生を防止するためにも、ご協力をお願いいたします。

